

亀山市告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道の路線を次のとおり認定したので、同法第9条の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成28年9月30日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21898
- 3 路線名 南野6号線
- 4 道路の区間
(1) 起点 南野町804番1地内
(2) 終点 南野町804番1地内
- 5 重要な経過地 なし

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21899
- 3 路線名 川合34号線
- 4 道路の区間
(1) 起点 和田町字下前田879番37地内
(2) 終点 川合町字山城1534番5地内
- 5 重要な経過地 なし

第3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21900
- 3 路線名 川合35号線

4 道路の区間

(1) 起点 川合町字山城 1 5 3 4 番 5 地内

(2) 終点 和田町字土地元 7 5 4 番 1 地内

5 重要な経過地 なし